

／ 習志野から発信！働き方改革 ／

仕事と家庭に追われる日々にはピリオドを打ちたい。
生き生きとした日々を過ごしたい……。そのためには
どうすればいいのだろうか？私たちができることは何だ
ろう？

このシンポジウムでは、自分なりの「働き方改革」
を実現するための方法を皆さんと一緒に考えます。

見つけてみよう！ 私たちの働き方



～仕事・家庭・地域の調和（ハーモニー）～



参加・保育

無料

要申込・先着順

定員

80人

手話通訳
あり

保育(※)

25人

日時・会場

平成 **30** 年 **7** 月 **29** 日 **日**

13:30～16:00（受付 13:00～）

習志野市庁舎グランドフロア大会議室

（習志野市鷺沼 2-1-1 京成津田沼駅から徒歩約 7 分）

プログラム

※受け入れ可能な年齢は、7/29 時点で満 6 か月から小学校 3 年生のお子様まで

第 1 部

13:30～

14:40

・主催挨拶

・講演会

「男性も家に帰ろう ～誰もが生きやすい社会に～」



講師

たなか としゆき

田中 俊之さん

大正大学心理社会学部人間科学科准教授

厚生労働省イクメンプロジェクト推進委員会委員

渋谷区男女平等・多様性社会推進会議委員



第 2 部

14:55～

16:00

・パネルディスカッション

「違いを認めフォローしあう社会へ」

パネリスト：田中 俊之さん(同上)

金子 麻由子さん(習志野ワーキングマザーの会代表)

コーディネーター：朝倉 暁生さん(東邦大学理学部生命圏環境科学科教授)

・閉会挨拶



申込方法

参加申込書(裏面)をご記入のうえ、FAX にてお申し込みいただくか、市ホームページの「申込メールフォーム」(右記 URL)にアクセスのうえ、お申し込みください。(先着順)

<https://bit.ly/2k9iuyq>

申込期間：6/15(金)～7/12(木)

定員に達し次第締め切ります。



主催：習志野市男女共同参画週間事業運営委員会・習志野市

問い合わせ：男女共同参画センター（ステップならしの） 047-453-9307（月～金 祝日除く 8:30～17:00）

平成30年度習志野市男女共同参画週間事業シンポジウム 参加申込書

お名前	姓	名	ふりがな	せい	めい
Eメール アドレス	ドット(.)、ハイフン(-)、アンダーバー(_)などは判別できるようにご記入をお願いいたします。 @			電 話	()
				F A X	()
保育希望 の有無	☐ 有り ☐ 無し		手話通訳 希望の有無	☐ 有り ☐ 無し	
お子様のお名前（ふりがな）、年齢・月齢	受け入れ可能な年齢は、7/29時点で満6か月から小学校3年生のお子様まで				
保育上の注意事項などあればご記入ください					

皆さまからいただいた個人情報は、このシンポジウムのために利用いたします。利用目的の範囲内で適切に扱うものとし、法令で定められた場合を除き、第三者には提供いたしません。

登壇者プロフィール



たなか としゆき
田中 俊之さん

大正大学心理社会学部人間科学科准教授
厚生労働省イクメンプロジェクト推進委員会委員
渋谷区男女平等・多様性社会推進会議委員



大正大学心理社会学部人間科学科准教授。博士(社会学)。社会学・男性学・キャリア教育論を主な研究分野とする。「日本では“男”であることと“働く”ということとの結びつきがあまりにも強すぎる」と警鐘を鳴らしている男性学の第一人者。多様な生き方を可能にする論客としてメディアでも活躍中。

著書『男性学の新展開』（青弓社）、『男がつかいよー絶望の時代の希望の男性学』（KADOKAWA）、『40男はなぜ嫌われるか』（イースト新書）、『男が働かない、いいじゃないか！』（講談社プラスα新書）ほか共著など多数。



あさくら あけお
朝倉 暁生さん

東邦大学理学部生命圏環境科学科教授

東邦大学理学部生命圏環境科学科教授。環境計画や地域計画の形成プロセスにおける合意形成、住民参加のあり方、協働のあり方などを研究課題とする。習志野市の「持続可能な地域づくり」に向けたさまざまなプロジェクトに参画し、環境審議会委員、公共施設再生推進審議会委員、男女共同参画審議会会長を務める。



かねこ あゆみ
金子 麻由子さん

習志野ワーキングマザーの会代表

習志野市在住。新聞記者を務めた後、総合人材サービス会社に転職。1度目の育休後に、女性の転職サイトを立ち上げ。2度目の育休中に、習志野、および山形ワーキングマザーの会をスタート。現在、本業でもママのキャリア支援を手がける。小2男児、2歳女児の母。

“男女共同参画週間”とは？

国は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と責任を発揮することができる「男女共同参画社会」を実現するため、平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。また、男女共同参画社会に向けたさまざまな取り組みが行われる気運の醸成を図るため、毎年6月23日から29日の1週間を「男女共同参画週間」と定めています。習志野市でも男女共同参画週間事業として、このシンポジウムに取り組んでいます。